



広報

川越

—No. 471 —

1月 25日

■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492)24-8811代

■発行人 川越市長 加藤龍二

■編集 企画財政部企画課



20歳の顔が集合

1月15日・成人の日、市民会館に20歳を迎えた若者が集合。いすれも身を華やかさで、まさに、小正月がここに……。2)世紀の粗い手といわれるこの若者たち、今年は全国で約162万人、市内では男1,790人、女1,477人の3,267人が新しく大人の仲間入り。——成人おめでとう。

人口のうごき
(1月1日現在)

人口 246,418人 (前年同期 239,884人 前月比 544人増) 男 124,799人 女 121,619人
世帯数 72,532世帯 出生 362人 死亡 77人 転入 1,254人 転出 995人

2月13日	3月15日
市県民税	
2月16日	3月15日
所得税	
1月1日	3月15日
所得税(還付の場合)	
2月1日	3月15日
贈与税	

税金の申告方

① 昭和五十三年中の各種の所得金額
② 事業所得や不動産所得などがある場合
③ 同族会社の役員やその親族など
④ 同じく、その法人から給与のほか、貸もなっているわけです。

確定申告をする人

年未調整すでに所得税の精算が済んでいて、他の所得がないなど一定の要件にあてはまるサラリーマンは、所得税の確定申告は不要です。

市県民税は、文字どおり市と県の税金で、昨年中に所得のあった人や事務所・事業所などがある人にかかるものです。

市県民税の申告期間は、市町村によって若干違います。最終日は三月十五日と決められていますが、始まる日は一様ではありません。また、同じ市町村でも、年によつて違うこともあります。川越市の場合は、今年の申告期間は、昨年と同じ一月十三日(火)から三月十五日までです。

納税も3月15日までに

所得税は、昨年中に所得のあった人にかかる国の税金で、昨年一月一日から十二月三十一日までの一年間の所得とその所得についての税金を自分で計算して、二月十六日から三月十五日までの間に申告し、納税することになります。また、源泉徴収された税金や予定納税した税金が納め過ぎの場合は、還付を受けるための申告をすることができます。

ここでもう一つ注意いただきたいことは、同じように昨年一年間の所得を基にして計算する所得税、市県民税・事業税のうち、市県民税と事業税が昭和五十四年度の税金となるのに対して、所得税は、現年度昭和五十三年度の税金だということです。そのため、所得税の場合は、三月十五日が申告期限であるとともに納税期限にもなっているわけです。

確定申告をしなければならないのは、次のような人です。

事業所得や不動産所得などがある場合は、確定申告をしなければなりません。

事業所得は、文字どおり市と県の税金で、昨年中に所得のあった人や事務所・事業所などがある人にかかるものです。

市県民税の申告期間は、市町村によって若干違います。最終日は三月十五日と決められていますが、始まる日は一様ではありません。

また、同じ市町村でも、年によつて違うこともあります。川越市の場合は、今年の申告期間は、昨年と同じ一月十三日(火)から三月十五日までです。

市県民税は、文字どおり市と県の税金で、昨年中に所得のあった人や事務所・事業所などがある人にかかるものです。

市県民税の申告書が提出されているサラリーマンでそれ以外の所得がない人、および所得税の確定申告をした人は、市県民税の申告は不要です。

勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されているサラリーマンでそれ以外の所得がない人、および所得税の確定申告をした人は、市県民税の申告は不要です。

市県民税は、文字どおり市と県の税金で、昨年中に所得のあった人や事務所・事業所などがある人にかかるものです。

市県民税の申告期間は、市町村によって若干違います。最終日は三月十五日と決められていますが、始まる日は一様ではありません。

また、同じ市町村でも、年によつて違うこともあります。川越市の場合は、今年の申告期間は、昨年と同じ一月十三日(火)から三月十五日までです。

市県民税は、文字どおり市と県の税金で、昨年中に所得のあった人や事務所・事業所などがある人にかかるものです。

市県民税の申告期間は、市町村によって若干違います。最終日は三月十五日と決められていますが、始まる日は一様ではありません。

また、同じ市町村でも、年によつて違うこともあります。川越市の場合は、今年の申告期間は、昨年と同じ一月十三日(火)から三月十五日までです。

市県民税は、文字どおり市と県の税金で、昨年中に所得のあった人や事務所・事業所などがある人にかかるものです。

市県民税の申告期間は、市町村によって若干違います。最終日は三月十五日と決められていますが、始まる日は一様ではありません。

土地や建物を売ったときは

給与所得がある場合

給与所得者は、通常勤め先で年末調整により所得税が精算されていいますので、大部分の人は申告の必要はありませんが、次のようないふたつあります。

① 昭和五十三年中の給与の収入額が、現年10万円を超える人。

② 給与を一か所から受けている人。

この場合は、納める税金がない人でもすべて申告しなければなりません。

③ みなし法人課税の選択をしている人。

この場合は、納める税金がない人でもすべて申告しなければなりません。

(給与所得がある場合)

確定申告をすれば税金が戻る人

付金の利子、店舗・工場などの賃料、機械器具の使用料などの支

額の合計額から、配偶者控除、扶養控除、基礎控除、その他の所得控除を差し引いた金額を基として計算した税金が、配当控除額より多い人。

② 純損失や離壊失の繰越控除の適用を受ける人。

この場合、税金がなくなる人も申告しなければなりませんが、税金が納め過ぎになつていれば還付されます。

③ みなし法人課税の選択をしている人。

この場合は、納める税金がない人でもすべて申告しなければなりません。

(給与所得がある場合)

単独の申告はありません

市県民税の申告受付は、右下表の日程で行いますから、もよりの会場へお出かけください。

出張会場へどうぞ

市県民税の申告受付は、右下表の日程で行いますから、もよりの会場へお出かけください。

申告をする人

市県民税の申告をしなければならないのは、次のどちらに該当する人です。

① 今年一月一日現在川越市内に住んでいて、昨年中に所得のあった人。

② 一月一日現在市外に居住している人。

市県民税の申告をしなければならないのは、次のどちらに該当する人です。

① 今年一月一日現在川越市内に住んでいて、昨年中に所得のあった人。

市県民税の申告をしなければならないのは、次のどちらに該当する人です。

① 今年一月一日現在川越市内に住んでいて、昨年中に所得のあった人。

なお、最初にも書いたとおり、給与支払報告書が提出された人や確定申告をした人は、市県民税の申告をする必要はありません。

期	日	会場	対象地区
2月13日		霞ヶ関北公民館	霞ヶ関北地区
" 14・15日		名細公民館	名細地区
" 16・17・19日		大東公民館	大東地区
" 20・21日		霞ヶ谷公民館	霞ヶ谷地区
" 22・23日		古谷公民館	古谷地区
" 24・26日		芳野公民館	芳野地区
" 27・28日		福原農業協同組合	福原地区
3月1・2・3・5日		高階公民館	高階地区
" 6日		山田公民館	山田地区
" 7・8日		南古谷公民館	南古谷地区
" 9・10日		南公民館	本庄地区南部
" 12・13・14・15日		市役所5階フロア	市内全域

※申告受付時間は、各会場とも平日が午前9時30分から午後4時まで、土曜日は午前9時30分から正午までです。

時期です お忘れなく

年が明けると、個人の所得にかかるいろいろな税金の申告時期がやってきます。地方税では市県民税と事業税の申告、国税では所得税の確定申告があります。まだ、財産の贈与を受けた人にかかる贈与税(国税)の申告も、やはり同じ時期です。

そこで、これらのいろいろな税金の申告について、そのあらましを説明してみましょう。



今年の申告は2月13日から

提出していただいた申告書は、市県民税の課税資料になるばかりでなく、事業税・国民健康保険税・福祉年金などの資料となる大切なものです。また、申告書の提出がありませんと、所得等に関する諸證明が出ないこともありますので、必ず三月十五日までの期限内に申告するようにしてください。

なお、申告用紙は二月八日ごろまでに郵送しますが、用紙が届かない場合は、出張所に用意してありますので、お申し出ください。

提出していただいた申告書は、市県民税の課税資料になるばかりでなく、事業税・国民健康保険税・福祉年金などの資料となる大切なものです。また、申告書の提出がありませんと、所得等に関する諸證明が出ないこともありますので、必ず三月十五日までの期限内に申告する必要があります。

なお、申告用紙は二月八日ごろまでに郵送しますが、用紙が届かない場合は、出張所に用意してありますので、お申し出ください。

提出していただいた申告書は、市県民税の課税資料になるばかりでなく、事業税・国民健康保険税・福祉年金などの



から…

寒くなると、たき火による火災が多くなります。たき火は、風・場所・消防に十分注意してするようになります。

昨年、川越地区消防組合管内で起きた火災は百八十六件。原因別では、風呂釜が二十五件でワーストワン。二番はたき火で二十四件。

までの短期間に、そのほとんどが発生していることから、冬の火災はたき火火災といつても過言ではないでしょう。

このたき火火災は、今年入ってからもすでに二件発生。本格的な季節風が吹き始めるこれから、火による火災は、十二月から四月までの短期間に、そのほとんどが発生していることから、冬の火災はたき火火災といつても過言ではないでしょう。

たき火は、火遊び、タバコなどですます多くなることが予想されます。くれぐれもご注意を。

なお、たき火をする場合には、必ず、次のことを注意してください。

麦づくり感謝祭で優秀農家を表彰

不注意から…

ちょっとした

注意から…

ちょっとした

